滋 医 福 第 20 号 令和 4 年(2022 年)1 月 17 日

各介護保険施設・事業所の長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長 (公印省略)

## 認知症介護基礎研修【e-ラーニング】の実施について(通知)

日頃より本県の高齢者保健福祉行政の円滑な推進について格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、認知症介護基礎研修については、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者等に、「介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に研修を受講させるために必要な措置を講じる」ことが義務づけられました。(令和6年3月31日までは努力義務。)

このことを受け、本県における認知症介護基礎研修については、令和 4 年度より、「社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター」(以下「仙台センター」という。)が管理する e-ラーニングシステムを使用し、原則として、e-ラーニングで実施することといたしましたのでお知らせします。(e-ラーニングの概要や対象者等については別紙を御確認ください。)

なお、研修案内や受講料徴収等の研修に係る事務については、これまでどおり、 本県からの委託により社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会が行います。

また、申込方法等の研修の詳細については、仙台センターより令和 4 年度の 実施に係る具体的な情報が示され次第、通知およびホームページ(滋賀県社会福 祉協議会ホームページ: http://shiga-sfk.jp)にてお知らせする予定(令和 4 年 4 月頃)ですので、予め御了承ください。

#### 【担当】

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 認知症施策推進係 清水、寺田

 $\begin{array}{l} {\rm T\;E\;L}:\;0\;7\;7-5\;2\;8-3\;5\;2\;2\\ {\rm F\;A\;X}:\;0\;7\;7-5\;2\;8-4\;8\;5\;1\\ {\rm E\text{-Mail}:\;ninchisyo@pref.shiga.lg.jp} \end{array}$ 

# 令和 4 年度より、滋賀県の認知症介護基礎研修は 原則として e-ラーニングで実施します

e-ラーニングによる受講が難しい方向けの経過措置として、従来の集合型研修も、年2回程度実施(定員あり)予定です。

令和3年度介護報酬改定に伴う指定基準の改正により、<sup>※1</sup>介護サービス事業者等に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。<u>当該義務づけの適用に当たっては、3</u>年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。(この場合においても、同様に令和6年3月31日までの経過措置が適用されます。)

~令和6年(2024年)3月31日 令和6年(2024年)4月1日~

## 経過措置期間(努力義務)

義務

※1『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について』等

#### 1 実施方法

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター(以下「仙台センター」という。) が管理する e ラーニングシステムを使用し、社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会(以下「県社協」という。) が管理・運用を行います。

### 2 対象

県内の介護サービス・事業者等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を 有さない者、および認知症介護実践者研修を受講予定の者

【参考】 認知症介護基礎研修の義務づけの対象にならない職種(厚生労働省通知)

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、 生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二 級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保 健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

※上記のほか、<u>歯科衛生士、柔道整復師</u>についても、厚生労働省より義務付けの対象とならない職種として回答を得ています。

## 3 その他

- (1)滋賀県では、<u>既に医療・福祉関係の資格をお持ちの方も、認知症介護実践者研修の受講を</u> 希望する場合は、認知症介護基礎研修を受講いただく必要があります。
- (2) 申し込み方法等の研修の詳細については、仙台センターより令和4年度の実施に係る具体的な情報が示され次第、県社協より通知および、ホームページにてお知らせする(令和4年4月頃)予定です。

#### 4 お問い合わせ先

【実施主体】社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内 TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

ホームページ http://shiga-sfk.jp

【 滋賀県 】 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 認知症施策推進係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3522 FAX 077-528-4851 E-Mail ninchisyo@pref.shiga.lg.jp



令和4年~

認知症介護研修体系(滋賀県)

認知症介護指導者養成研修

認知症介護実践リーダー フォローアップ研修 【滋賀県独自研修】

認知症介護指

導者養成研修

認知症介護実践リーダー研修

認知症介護実践者研修

認知症介護基礎研修

研修対象者

次のすべてを満たす者であり、研修の全日程を受講できる者

- ① 認知症介護実践リーダー研修修了者であること② 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士または精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者、またはこれに準ずる者
- ③ 以下の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者で、概ね5年以上 の介護実務経験を有する者
- (ア)介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者。ただし、 都道府県または指定都市からの推薦者は、過去において介護保険 事業所等で介護業務に従事していた者を含む
- (イ)福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
- (ウ)民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ④ 本県が派遣する場合、認知症介護実務者研修等に講師等として積極的に参画・協力できる者、また各圏域で実施される地域連携・他職種協働推進事業への協力ができる者
- ※認知症介護実践リーダーフォローアップ研修修了者が望ましい

認知症介護実践リーダー研修を修了している者であり、かつ、修了 後1年以上リーダーまたはリーダーに準ずる立場で認知症介護を 継続して実践している者

認知症介護の実務経験が概ね5年以上。

ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定される者であり、かつ、認知症介護実践者研修(含旧基礎研修)修了後1年以上経過している者

認知症介護基礎研修を修了した者であり、かつ、認知症介護の実 務経験が2年以上の者

※申込時、認知症介護基礎研修の修了証添付必須

認知症高齢者介護に携わる職員のうち医療福祉関係の資格を有 さない者、および認知症介護実践者研修受講予定の者

※有資格者であっても実践者研修受講には基礎研修修了が必要

分類	171	サービス種類名	事業所数	認知症介 護基礎研 修対象
居宅サービス	1,820	訪問介護	377	×
		訪問入浴介護	20	0
	×	訪問看護	149	×
	×	訪問リハビリテーション	53	×
	×	居宅療養管理指導	546	×
		通所介護	279	0
	*	通所リハビリテーション	72	0
		短期入所生活介護	119	0
		短期入所療養介護	38	0
		特定施設入居者生活介護	15	0
		福祉用具貸与	77	×
		特定福祉用具販売	75	×
施設サービス	132	介護老人福祉施設	93	0
		介護老人保健施設	34	0
		介護療養型医療施設	2	0
		介護医療院	3	0
地域密着型サービス	672	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	6	×
		夜間対応型訪問介護	0	×
		地域密着型通所介護	302	0
		認知症対応型通所介護	80	0
		小規模多機能型居宅介護	85	0
		認知症対応型共同生活介護	152	0
		地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	37	0
		複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	9	0
居宅介護	460	居宅介護支援	460	×
介護予防サービス	813	介護予防訪問入浴介護	20	0
	×	介護予防訪問看護	149	×
	×	介護予防訪問リハビリテーション	47	×
	×	介護予防居宅療養管理指導	221	×
	×	介護予防通所リハビリテーション	72	0
		介護予防短期入所生活介護	105	0
		介護予防短期入所療養介護	34	0
		介護予防特定施設入居者生活介護	14	0
		介護予防福祉用具貸与	76	×
		特定介護予防福祉用具販売	75	×
地域密着型介護予防サービス	300	介護予防認知症対応型通所介護	76	0
		介護予防小規模多機能型居宅介護	81	0
		介護予防認知症対応型共同生活介護	143	0
予防支援	55	介護予防支援	55	×
介護サービス事業所数 合計			4,252	
※みなし指定事業所は、前年度に介護報酬の請求実績のあった事業所のみ含む。				

※みなし指定事業所は、前年度に介護報酬の請求実績のあった事業所のみ含む。

## その他高齢者関係事業所

分類	サービス種類名		認知症介 護基礎研 修対象
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス		×
	通所型サービス	_	0
老人福祉法に係る施設	養護老人ホーム	7	0
	軽費老人ホーム	20	0